

【建設交通部】

件 名	木津川右岸運動公園北側府有地の管理について
申立概要 【受理 25.1.7】	木津川右岸運動公園北側の府有地が、隣接の地権者により不法に占有されていると思われる。現地で立会いを行い、適正な管理を図るよう求める。
確 認 事 項	○ 取得済府有地に隣接する未取得地では、民間事業者による砂利採取業が営まれており、府有地近辺に製品が仮置きされています。
結 果 (意見・要望) 【通知 25.2.13】	○ 所管部局（建設交通部）に対して、次のとおり要望しました。 ・ 速やかに実態確認等を行い、占有が確認された場合には、是正措置と再発防止策を講じ、監査委員にも報告すること。 ・ 是正状況等についても逐次確認するなど、府民の財産の厳正かつ適切な管理に努めるよう要望
対 応 状 況	・ 実態調査の結果、府有地への不法占用が認められたため、隣接地権者に対し、撤去計画書の提出を求め、複数年にわたり撤去指導及び監視を続けた結果、平成29年6月30日をもって、撤去が完了したことを確認しました。（29年7月確認） ・ 今後、同様のことが起こらないよう、定期的に現地確認を行います。

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載